

2025年12月1日

各 位

会 社 名 パ ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 CEO 松尾 孝之
(コード番号: 3840 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 星 淳 行
TEL: 03-6823-6664 (代表)

**第三者割当による第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権の
発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第20回新株予約権（以下「第20回新株予約権」といいます。）及び株式会社サスティナ（以下「サスティナ」といい、サスティナ及びEVO FUNDを個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第21回新株予約権（以下「第21回新株予約権」といって、第20回新株予約権及び第21回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025年12月1日に発行価額の総額（2,500,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月14日公表の「第三者割当による第20回新株予約権（行使価額修正条項付）、第21回新株予約権及び第1回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

＜本新株予約権の発行の概要＞

(1) 割当日	2025年12月1日
(2) 発行新株予約権数	530,000個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第20回新株予約権：380,000個 第21回新株予約権：150,000個
(3) 発行価額	総額2,500,000円 第20回新株予約権：1,900,000円 (第20回新株予約権1個当たり5円) 第21回新株予約権：600,000円 (第21回新株予約権1個当たり4円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：合計53,000,000株（新株予約権1個につき100株） 第20回新株予約権：38,000,000株 第21回新株予約権：15,000,000株 本新株予約権についてはいずれも上限行使価額はありません。 第20回新株予約権の下限行使価額は42円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は38,000,000株であります。第21回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(5) 資金調達の額	4,390,840,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第20回新株予約権 (1) 当初行使価額は、83円とします。 (2) 第20回新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場

	<p>合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月14日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が上記「(4) 当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2025年11月14日と個別に又は総称して「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が上記「(4) 当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間内において第20回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(3) 本項第(2)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により第20回新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(2)号に準じて行使価額は修正されます。</p> <p>第21回新株予約権：83円（行使総額：1,245,000,000円）</p>				
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。</p> <table> <tr> <td>第20回新株予約権：EVO FUND</td><td>380,000個</td></tr> <tr> <td>第21回新株予約権：サスティナ</td><td>150,000個</td></tr> </table>	第20回新株予約権：EVO FUND	380,000個	第21回新株予約権：サスティナ	150,000個
第20回新株予約権：EVO FUND	380,000個				
第21回新株予約権：サスティナ	150,000個				
(8) 権利行使期間	2025年12月2日から2028年6月2日までとします。				
(9) その他	<p>(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要します。</p> <p>(2) 当社は、EVO FUNDとの間で、第20回新株予約権の割当契約を、サスティナとの間で、第21回新株予約権の買取契約を締結しております。また、当社は、各割当先との間で、それぞれ総数引受契約を締結しております。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本社債を当社が全て償還した日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこ</p>				

	<p>れを四捨五入します。) で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(4) 上記「(8) 権利行使期間」欄で定める第 20 回新株予約権の行使期間の末日において第 20 回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第 20 回新株予約権の全てを第 20 回新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。</p>
--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた額です。行使価額が修正又は調整された場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使状況により変動する可能性があります。

以上